

## 平成27年度山村振興関係予算概算要求額

府省庁名:文化庁

(単位:百万円)

事 項	平成26年度 当初予算額 (A)	平成27年度 概算要求額 (B)	対前年度 増(△)減額 (B-A)	対前年度比 (B/A)	平成25年度 補正予算額	備 考
1 文化芸術による子供の育成事業	5,102	5,343	241	104.7%	-	子供たちに一流の文化芸術団体や芸術家による質の高い様々な文化芸術を鑑賞・体験する機会を提供するとともに、芸術家による計画的・継続的なワークショップ等を実施する。
2 無形文化財の伝承・公開	606	606	0	100.0%	-	重要無形文化財の保持者として認定された保持団体等が行う伝承者の養成事業等及び重要無形文化財の保存のための公開に要する経費の一部を補助する。
3 民俗文化財の保護	250	294	44	117.6%	-	有形の民俗文化財及び無形の民俗文化財について、開発等による急激な社会、経済、生活様式の変化に伴う散逸、衰退、変容を防ぐため、詳細な分布や実態等を緊急に調査し、保存対策を講ずるために地方公共団体等が行う調査事業に要する経費の一部を補助する。
(1)調査	30	30	0	100.0%	-	
(2)修理・防災	140	140	0	100.0%	-	
(3)伝承・活用等事業	80	124	44	155.0%	-	重要無形民俗文化財である祭行事・民俗芸能で使用される用具の修理・新調、伝承者養成事業及び無形民俗文化財の伝承教室、記録作成等に要する経費の一部を補助する。さらに、登録有形民俗文化財の管理に必要な保存箱等の修理・新調、資料整備に要する経費の一部を補助する。
4 文化財保存技術の伝承	336	336	0	100.0%	-	国が選定保存技術として選定した、有形文化財の修理や無形文化財の用具の製作・修理など、文化財の保存のために欠くことのできない伝統的な技術・技能の保存伝承を行うため、選定保存技術保存団体等が行う伝承者の養成事業等に要する経費の一部を補助する。

※表中の事業は全国分を一括計上している。